

極東証券ディスクロージャー・ポリシー

当社は、ディスクロージャー規程を定め、以下の内容をディスクロージャーに関する基本方針とします。

- 当社は、重要な会社情報のタイムリーかつ公平な開示を行うことにより、当社の発行する証券に係る内部者取引の未然防止及び公正な価格形成を実現し、健全な証券市場の発展に寄与します。
- 当社は、重要な情報を、「法令開示情報」、「適時開示情報」及び「その他の開示情報」の3種類に分類し、情報の開示にあたっては、金融商品取引法及び関連法令並びに当社有価証券の上場市場である東京証券取引所の諸規則を遵守しつつ、公平性・正確性の確保に努めます。
- 当社の情報は、情報の種類に応じて、金融庁の提供する「EDINET」（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）又は東京証券取引所が運営する「TDnet」（適時開示情報伝達システム）に開示するとともに、開示後は速やかに当社ホームページに掲載します。
- 当社は、情報の発信元及び問合せの窓口をディスクロージャー統括責任者及びディスクロージャー担当事務局（総務部 企画・IRグループ）に集約し、情報管理の徹底に努めます。
- 当社の決算に係る情報については、各四半期の決算期日から当該決算の公表日までの間を「沈黙期間」とし、その期間中は、当該四半期の決算に係る対外的コメントや問合せ等への応答は、一切行わないこととしております。
- 当社の情報管理体制の強化及び発信する情報の正確性の確保を図るため、内部管理統括責任者を委員長とするディスクロージャー委員会を設置し、適宜開催することとしております。